

健全性向上への施策

新たな開示基準 リスク管理債権について

当行は経営の透明性を高め内外の理解と信頼を確保するため、従来より貸出資産の健全性に関する情報として「破綻先債権」、「延滞債権」、「金利減免等債権」および「経営支援先に対する債権」を開示してきましたが、今年度からは従来の「破綻先債権」、「延滞債権」に新たに「3か月以上延滞債権」を加え、さらに「金利減免等債権」および「経営支援先に対する債権」をも含んだ従来の基準より広範囲の「貸出条件緩和債権」を併せたものを「リスク管理債権」と総称して公表することにより、開示情報の充実を図ることといたしました。この結果、下表に記載のとおり米国基準とほぼ同等の開示水準となりました。

ここでは、新たな開示基準であるリスク管理債権についてご説明します。

リスク管理債権 従来基準、米国基準との比較

従来基準	新基準	米国基準
破綻先債権	破綻先債権	未収利息不計上債権
延滞債権	延滞債権	
	3か月以上延滞債権	90日以上延滞債権
金利減免等債権	貸出条件緩和債権	リストラクチャード債権
経営支援先債権		

従来から開示している「破綻先債権」、「延滞債権」と今回新たに開示する「3か月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」を総称して「リスク管理債権」といいます。

「3か月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、金利の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄、現金贈与、代物弁済の受け入れなど）を実施した貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」および「3か月以上延滞債権」に該当しないものです。「金利減免等債権」、「経営支援先に対する債権」のほか、元金の返済猶予をした債権など従来より広範囲の債権が含まれています。

これらの債権は、債務者の業績の回復などにより、延滞が解消したり、支援の必要がなくなって、将来正常な債権に転換する可能性のあるものが含まれており、すべてがいわゆる不良債権に該当するわけではありません。

平成10年3月末のリスク管理債権額は、破綻先債権額3,943億円、延滞債権額6,136億円、3か月以上延滞債権額1,586億円、貸出条件緩和債権額3,047億円（うち従来の金利減免等債権額1,138億円、経営支援先に対する債権額636億円）合計1兆4,713億円となりました（P.12の表ご参照）。

用語説明



破綻先債権 税法基準により未収利息を収益不計上としている貸出金のうち、経営が破綻し会社更生法や破産法などの法的な手続きの開始の申し立てがあった債務者や、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権 税法基準により未収利息を収益不計上としている貸出金のうち、破綻先債権と金利棚上げ（利息返済の一時猶予）を実施した貸出金を除いた貸出金です。例えば業績不振などにより6か月以上利息の支払が滞っている貸出金です。

金利減免等債権 債務者の再建・支援を図るため、約定条件の改定時において公定歩合以下に金利を引き下げた貸出金、および利鞘が確保されていないスプレッド貸出金、ならびに金利棚上げの措置を講じ未収利息を収益不計上としている貸出金です。

経営支援先に対する債権 債務者の再建・支援のため、損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄等を行い、経営支援している先に対する貸出金です。

資産の自己査定について

平成10年4月より、金融機関経営の健全性確保のための新しい監督手法として、「早期是正措置制度」が導入されました。「早期是正措置制度」とは、各金融機関が資産内容の実態を反映した財務諸表を作成し、これに基づいて算出された自己資本比率の状況に応じて、行政当局が経営改善計画の作成、新規業務への進出禁止などの措置を発動するというものです。このため金融機関の経営の透明性が向上するとともに、市場規律による自己規制効果が働き、自己責任原則に基づく金融機関経営の健全性が促されることが期待されています。

「早期是正措置制度」導入の前提として資産内容の実態を反映した財務諸表を作成するために、企業会計原則等に基づいた適正な償却や引当の準備作業として資産の実態把握を行うのが自己査定です。

当行においては、資産の自己査定への取り組みにあたり、自己査定基準を大蔵省の「資産査定について」通達等の基本的考え方に準拠しつつ、当行の資産の健全性の考え方に従って、明確に定めています。当行の自己査定基準では、貸出先をその状況に応じて、破産・和議など、法的に経営破綻の事実が発生している先にかかわる債権（破綻先債権）およびそれと実質的に同等の状況にある先の債権（実質破綻先債権）、現在は経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先の債権（破綻懸念先債権）、業況が低調、財務内容に問題があるなど、今後管理に注意を要する先の債権（要注意先債権）、そしてその他の先の債権（正常先債権）の五つに区分し、さらに正常先債権以外の貸出先の債権については、個々の債権の回収の危険性、価値の毀損の危険性に応じて、Ⅰ分類からⅣ分類に区分することとしています。

上記の破綻先債権は、自己査定に基づく区分であり、従来より開示している破綻先債権（P.107）とは異なります。

自己査定結果に基づく 償却・引当について

自己査定結果に基づく償却・引当については、銀行業の決算経理基準に基づき、予め定めている償却引当基準により次のとおり実施しています。「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）」に基づき、破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額について償却または引当金を計上しています。また、破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額について引当金を計上しています。正常先債権および要注意先債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当金を計上しています。

自己査定内容および償却・引当 内容の客観性・正確性の確保について

自己査定作業は、自己査定基準に基づき、業務運営ラインの営業部店が第1次、審査部門が第2次自己査定を行い、業務運営ラインから独立した業務監査ラインが自己査定内容および償却・引当内容の監査を行っています。さらに監査法人の外部監査を受けることで、客観性・正確性の確保を図っています。

当行としては、今後とも資産の自己査定制度を厳正に運営していくことで、経営の透明性を高め資産の健全性の維持・向上に努めていきます。

平成9年度の不良債権処理

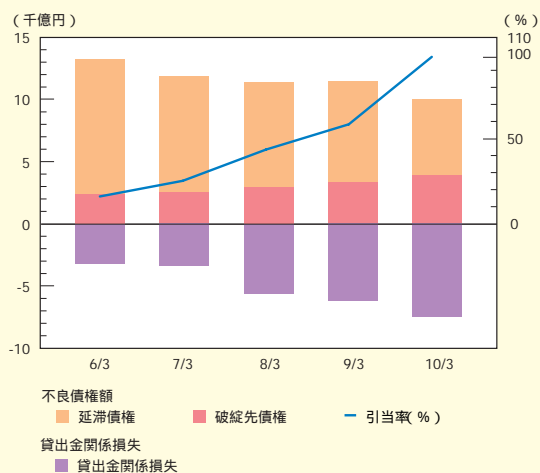
当行は、不良債権問題の早期決着が最重要であるとの判断から、これまでも銀行業の決算経理基準および税法基準に準拠しつつ、不良債権の積極的な処理を行ってきました。また、平成9年度につきましては、平成10年4月からの早期是正措置制度の導入を踏まえ、貸出金など資産の自己査定結果に基づき償却・引当を行うこととなり、財務の健全性確保の観点から、従来以上に不良債権の積極的かつ厳格な処理が可能となりました。

そのため、平成9年度につきましては、前期を上回る貸出金等の償却・引当を実施し、貸出金償却1,911億円、債権償却特別勘定純繰入額5,077億円、(株)共同債権買取機構売却損255億円など合計7,528億円の貸出金関係損失を計上しました。

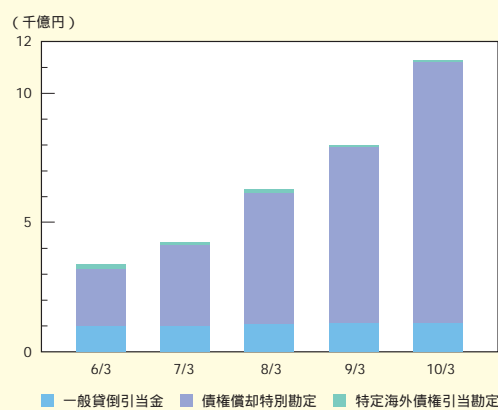
(単位:億円)

	平成8年度	平成9年度	増減
業務純益	3,913	3,230	682
臨時損益	7,412	4,780	2,631
株式等関係損益	892	2,928	3,821
株式等売却益	1,008	3,102	2,094
株式等売却損	50	150	100
株式等償却	1,850	23	1,827
貸出金関係損失	6,201	7,528	1,326
貸出金償却	236	1,911	1,675
債権償却特別勘定純繰入額	2,750	5,077	2,326
(株)共同債権買取機構売却損	267	255	12
債権売却損失引当金繰入額	516	110	405
取引先支援損	1,396	75	1,321
特定債務者支援引当金繰入額	821	-	821
特定海外債権引当勘定繰入額	54	4	50
累積債務国向け債権売却交換損	50	-	50
その他の債権売却損等	214	101	113
その他の臨時損益	317	180	137
経常利益	3,498	1,549	1,949
特別損益	35	121	157
税引前当期純利益	3,534	1,427	2,106
法人税及び住民税	4	36	31
当期純利益	3,539	1,464	2,075

不良債権額と貸出金関係損失



貸倒引当金



用語説明



一般貸倒引当金 正常先債権および要注意先債権について、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引当金を計上しているものです。

債権償却特別勘定 破綻先債権および実質破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額につい

て、また、破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額について、引当金を計上しているものです。

(単位:億円、%)

		平成7年度	平成8年度	平成9年度	前年度比 増減
破綻先および延滞債権額	A	11,452	11,517	10,079	1,437
金利減免等債権額	B	2,335	1,817	1,138	679
経営支援先に対する債権額	C	4,557	1,011	636	375
合計(旧基準)	D	18,344	14,346	11,854	2,492
破綻先および延滞債権額	E	11,452	11,517	10,079	1,437
3か月以上延滞債権額	F	/	/	1,586	/
貸出条件緩和債権額	G	/	/	3,047	/
リスク管理債権合計(新基準)	H	/	/	14,713	/
一般貸倒引当金	I	1,061	1,096	1,096	0
債権償却特別勘定	J	5,085	7,692	10,143	2,450
引当金計	K	6,146	8,789	11,240	2,450
引当率①	J/A	44.4	66.7	100.6	33.8
引当率②	J/D	27.7	53.6	85.5	31.9
引当率③	K/D	33.5	61.2	94.8	33.5
引当率④	K/H	/	/	76.3	/

平成8年度は「特定債務者支援引当金」の残高を含んでいます。

公的資金導入について

平成10年2月に「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」が成立しました。これは、健全な金融機関を含め公的資金を導入することにより、金融機関の自己資本の充実を促し、わが国金融システム全体への不安感を払拭する、ひいては日本経済の安定的な成長を図ることを目的とするものです。

当行は同法の趣旨を踏まえ、自己資本の充実を図るために、金融危機管理審査委員会の審査・承認を受け、株式会社整理回収銀行が直接引き受ける方式により、平成10年3月に優先株式を発行しました。

この優先株式の発行により財務体質の強化を図るとともに、経営の一層の合理化・効率化を通して業績を発展させ、高い信頼をいただくよう努めていきます。

(優先株式の概要)

優先株式の名称	: 株式会社第一勧業銀行第一回優先株式
発行株式数	: 無額面優先株式 33,000,000株
発行価額	: 優先株式1株につき 3,000円
発行日	: 平成10年3月31日

経営合理化策の概要

当行は、経営全般の合理化を追求し収益基盤の強化を図ることが、最重要の経営課題であると認識し、今回、さらに踏み込んだ経営の合理化策を推進します。これにより、これまで以上に効率的な経営体質を構築し、お客さまへのサービスの向上に努力していきます。

なお、「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に基づき、優先株式を発行する際、提出した「経営の健全性の確保のための計画」に、本内容の経営合理化策を盛り込んでいます。

今回実施する主要な経営合理化策は、次のとおりです。

役員報酬・賞与等について

- 平成9年度は、役員報酬総額を前年度比22%削減しました。平成10年度につきましては引き続き役員賞与の全額返上(5期連続)を行うとともに、役員報酬についても、総額でさらに10%前後の削減を実施する方針です。
- なお、相談役制度については平成9年度に運用を停止し、平成10年6月開催の株主総会において、相談役制度にかかわる定款の廃止を決議しました。

行員処遇の見直しについて

- 行員処遇については、平成8年度、9年度に引き続き、平成10年度もベースアップを実施しません。賞与についても、平成4年度以降、累計で定例給与の0.9か月分の削減を図ってきましたが、さらに経営職階層の職員については、平成10年度中に定例給与を3%程度、賞与を20%程度削減する方針です。また、経営職階層以外の職員についても、組合と協議のうえ5%程度の賞与削減を行う方針です。
- この結果、年収ベースでは、部店長クラスで約10%、全体では3%強の削減となる見込みです。

人員について

- ・人員については、平成8年度からの2年間で約1,100人を削減しましたが、今後、採用を抑え、平成10年度以降の3年間でさらに1割以上の約2,000人を削減する計画です。
- ・これにより、過去ピーク時に比べ、約4割減の15,000人体制をめざします。

国内店舗・海外拠点について

- ・国内支店については、平成8年度からの2年間で9支店を削減しましたが、今後、立地重複店の統廃合や各支店の役割期待の見直しおよび明確化を図ることにより、平成10年度以降の3年間でさらに1割程度を削減し、310支店以下としていきます。
- ・国内出張所については、平成8年度からの2年間で10出張所を削減しましたが、今後、平成10年度以降の3年間でさらに11出張所を削減する予定です。
- ・一方で、お客さまへの利便性向上と多様化するニーズにお応えするために、今後、従来とは異なる新しいタイプの軽装備店舗(インスタブランチや取扱業務を限定したミニ店舗など)の出店を、マーケットを厳選しつつ検討していきます。
- ・海外拠点網についても、欧州・米州地域を中心に、業務の見直しおよび機能の集約化などによる合理化・効率化を図り、今後、平成10年度以降の3年間で海外支店数の約3割にあたる7支店と、現地法人数の約2割にあたる4拠点を削減する計画です。

物件費等について

- ・経費については、従来より削減努力を続けていますが、平成10年度以降も店舗関係費をはじめ事務委託費、交際費などの日常的経費の全般にわたるきめ細かな見直しを行うとともに、一般投資案件についての細部にわたる見直しや絞り込みを行うことにより、引き続き物件費を削減していきます。
- ・また福利厚生施設についても、平成9年度に保養所6か所を閉鎖済みですが、引き続き見直しを行います。

- ・こうした合理化・効率化による経費削減を実施する一方で、さまざまなお客さまのニーズに迅速かつ確にお応えするために、ビッグバン関連業務やリスク管理など、重点戦略分野に対する先行投資やインフラ投資には、今後も優先的に取り組んでいく計画です。

貸出運営について

当行は、銀行業務の公共的使命を踏まえながら、大企業から中小企業・個人にいたるまでの幅広いお客さまのさまざまな資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

特に中小企業および個人のお客さま向け融資については、各種商品の開発、公的融資の活用、情報・サービスの提供などを通じて積極的に取り組んでおり、平成10年3月末時点で18兆6,001億円と総貸出金の69.5%を占めています。個々の融資に際しては、お客さまの信用力および事業計画の妥当性などを十分に検討したうえ、必要に応じて担保・保証を確保するとともに、全体の運営に際しては、特定の業種やお客さまに偏ることなく分散を図りつつ融資を行い、バランスの取れたポートフォリオ(投資配分)を構築することにより、資産の健全性を維持・向上していくよう努めています。